

相楽東部広域連合文化財保護条例

平成 21 年 3 月 13 日
条 例 第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 182 条第 2 項の規定に基づき、笠置町、和束町及び南山城村(以下「町村」という。)にある文化財を保存し、かつ、その活用を図ることによって住民の郷土に対する認識を高めるとともに、文化の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、古文書その他の有形の文化的所産で、町村にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(有形文化財)

(2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、町村にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(無形文化財)

(3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で住民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(民俗文化財)

(4) 貝塚、古墳、寺跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、町村にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷その他の名勝地で、町村にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然現象の生じている土地を含む。)で、町村にとって学術上価値の高い(史跡名勝天然記念物)

(指定)

第 3 条 相楽東部広域連合教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、町村に所在する文化財(国又は京都府の指定文化財を除く。)のうち、町村にとって特に重要と認められるものを相楽東部広域連合指定文化財(以下「指定文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定文化財に指定をしようとするときは、指定をしようとする当該文化財の所有者又は占有者(それらの者が判明しないときは、第 8 条に規定する相楽東部広域連合文化財保護委員会の意見に基づいて教育委員会が認定した管理者。以下これらを「所有者等」という。)の同意を得て行わなければならない。

3 第 1 項の規定による指定をする場合は、教育委員会は、あらかじめ相楽東部広域連合文化財保護委員会の意見を聴くものとする。

4 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該文化財の所有者等に通知し、指定書を交付して行う。

(指定の解除)

第4条 教育委員会は、指定文化財が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を解除することができる。

(1) 滅失したとき。

(2) 指定文化財としての価値を失ったとき。

(3) 国又は京都府の指定文化財となったとき。

(4) 他の市町村に所在することとなったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が必要と認めるとき。

2 前項の規定による指定の解除については、前条第3項及び第4条の規定を準用する。

3 第1項の規定により指定文化財の指定の解除を受けた所有者等は、前項の通知を受けた日から20日以内に前条第4項の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(管理又は保全に関する助言及び補助)

第5条 教育委員会は、指定文化財の管理及び保全に関して必要があると認めるときは、当該指定文化財の所有者等に対し、助言又は勧告を行うことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、その費用の一部を負担することができる。

(現状変更等の制限)

第6条 指定文化財の所有者等は、その所有、占有若しくは管理（以下「所有等」という。）に係る指定文化財が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、20日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1) その全部又は一部を滅失し、損傷し、又は亡失したとき。

(2) 所有者等に異動を生じたとき。

(3) 所在を変更したとき。

2 指定文化財の所有者等は、その所有等に係る指定文化財の現状を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、災害その他やむを得ない場合において、その維持のための措置を必要とするときは、この限りでない。

(出品及び公開)

第7条 教育委員会は、指定文化財を住民の閲覧に供するため、所有者等に当該指定文化財の出品又は公開を勧告することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による出品又は公開のために要する費用について、予算の範囲内において負担することができる。

(文化財保護委員会)

第8条 文化財の保存及びその活用について調査し、及び審議するため、相楽東部広域連合文化財保護委員会（以下「文化財保護委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第9条 文化財保護委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項に関する調査及び

審議を行い、その結果を答申する。

- (1) 指定文化財の指定に関する事項（第3条に規定する事項を含む。）
- (2) 指定文化財の指定の解除に関する事項（第4条に規定する事項を含む。）
- (3) 指定文化財の管理及び保全に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会において必要と認めた事項

（組織）

第10条 文化財保護委員会は、委員30名以内をもって組織する。

- 2 委員は、町村内に在住し、又は在職する者で、学識経験を有するもののうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第11条 文化財保護委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、これを代理する。

（会議）

第12条 文化財保護委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 文化財保護委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 文化財保護委員会の会議は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。